

「保育の必要性が確認できる書類」について

◇ 保育の必要性を確認するために以下の書類を提出してください。

保育必要事由	内容 (家庭での保育が困難な理由)	保育を必要とする証明書類 (★市所定の様式があります)	保育可能期間
①就労	保護者の就労が常態であること（居宅内就労も含む）。	【会社員等】 ・「就労証明書」（★） ※令和9年4月1日時点の就労状況を記載してください ※ 証明日のないものは無効です ※ 書類の提出日より3か月以内に証明されたものを有効とします 【自営業等】 ・「就労証明書」（★） ・個人事業主である証明書の写し ①事業所得のある直近の「確定申告書」の写し ②「開業届」の写し ｝ いずれか1つ	就労している期間
②妊娠・出産	保護者が妊娠中、または出産後間もないこと。妊娠中の体調変化と新生児の世話のため、上の子の保育が困難な時期を対象とします。	・「母子手帳」の写し（出産予定日が分かるページ） ・出産予定日のわかるもの ・医療機関で発行された「出産予定証明書」 ｝ いずれか1つ	出産予定月の前々月1日から産後6か月間の末日まで 例）1月15日出産予定の場合：11月1日から7月31日まで
③育児休業	育児休業を取得している保護者。ただし、職場復帰を前提とした利用であり、 <u>入所後</u> 、育児休業終了月までの継続利用が条件となります。	・復帰日が分かる就労証明書	育児休業開始月1日から育児休業終了月末日まで
④疾病・負傷 障がい	保護者が疾病・負傷により保育が困難な場合、または身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っており保育が困難な場合を対象とします。	・入院証明書 ・医師の診断書 ・「身体障害者手帳」の写し ・「療育手帳」の写し ・「精神障害者保健福祉手帳」の写し ｝ いずれか1つ	当該事由で保育が必要となる期間
⑤親族の 介護・看護	保護者が親族の介護または看護をしており、こどもの保育が困難な場合（当該保育の必要なこども以外のこどもの看護も含む）。	・介護・看護を要する方の医師の診断書 ・「介護保険被保険者証」＋「介護ケアプラン」の写し ・「身体障害者手帳」の写し ・「療育手帳」の写し ・「精神障害者保健福祉手帳」の写し ｝ いずれか1つ	介護・看護が必要な期間
⑥求職活動	求職活動を継続している保護者。入所後3か月以内に就労を開始する見込みがない場合、または他の「保育必要事由」に該当しない場合は退所となります。	・「求職活動をするにについての誓約書」（★）	3か月間
⑦就学	保護者が就労のための就学（職業訓練学校等）をしており、昼間の授業時間によりこどもの保育が困難な場合が対象です。	・在学証明書	在学している期間
⑧災害復旧	保護者が被災し、復旧活動に従事している場合であり、日常の保育が困難な方が対象です。	・「罹災証明書」の写し ・「被災証明書」の写し ｝ いずれか1つ	復旧期間

・ 保育を必要とする証明書類は保護者のいずれも提出してください。

・ 求職活動の方は保育可能期間3か月の間に求職活動を行い、就労先が決まったら就労証明書を学童保育所に提出ください。保育可能期間内に提出がなければ退所となる場合があります。

・ きょうだいで申込みをする場合、2人目以降はコピーでも可能です。

・ 証明書類は3か月以内に証明されたものを有効とします。

・ 保育可能期間終了後も保育を希望する場合、保育可能期間が終了するまでにそのときの状況に応じた「保育必要事由」の「保育を必要とする証明書類」を提出いただければ、継続して通うことができます。

・ 妊娠・出産の対象期間（産後6か月）が終了しても、引き続き育児休業を取得している場合は、継続して利用することができます。育児休業開始月から終了月末日まで、育児休業の要件で利用が可能です（妊娠・出産期間終了までに「就労証明書」の提出が必要です）。